

【事務局】

定刻になりましたので、第1回大山崎町障害者基本計画等策定委員会を開催させていただきます。
第1回目ですので、委嘱書の交付を行わせていただきます。

- －委嘱書の交付－
- －部長あいさつ－
- －委員自己紹介－
- －事務局紹介－
- －委員長／副委員長選出－

【委員長】

全国的に新しい計画を立て直すということですが、先程部長の話にもありましたように、お金はないと。それは全国的に同じだと思います。そうすると知恵を絞るしかありませんので、皆さん方に活発に議論をしていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

では、せっくなので副委員長にもごあいさつをお願い致します。

【副委員長】

たぶん私が一番高齢でして、残された人生を出来るだけがんばって、皆さんのお役に立ちたいと思いますので、宜しくお願い致します。

【委員長】

ありがとうございました。

では次第に従いまして、まず「議事録の作成」と「委員名簿の公表」について、皆さんの許可を得なければなりません。何かご意見はありますか。まず、「委員会運営事項」について、事務局からご説明をお願い致します。

【事務局】

- －委員会運営事項について、説明－

【委員長】

ありがとうございました。

今のご説明に対しまして、何かご意見等はございますか。これまでもこのような形でさせていただいていますので、ご了解という事でよろしいでしょうか。

では、会議録は委員の名前は匿名で公表するということと、委員の名簿を公表するということと、傍聴を許可するということについて了解いただいたということにさせていただきます。

では審議事項に入りたいと思います。

では「第3期障がい福祉計画の進捗状況の報告」をお願い致します。

【事務局】

－審議事項 1) 第 3 期障がい福祉計画の進捗状況の報告について、説明－

【委員長】

ありがとうございました。

今の説明で、同行援護の説明ですが、自己負担がなくなったら利用率が高くなってもいいはずなのに低いというのは、この計画でなしに市町村の別の事業で行っていたからということですか。

【事務局】

同行援護は視覚障がい者のメニューで国事業に制度化されたのですが、国事業のほうは障がい者の配偶者の方の所得まで含まれることになりまして、そうするとご主人に所得があると利用料が発生するケースが出てくるのですが、平成 18 年当時から視覚障がい者の身体介護なしというのは利用料なしで制度を運営しておりました。そういうことから国制度ができたとしても引き続き市町村事業のほうを利用させていただいたので、国事業の利用にはなっていないという状況です。

【委員長】

市町村事業でしているから低いということですね。

ショートステイについて、高いという説明でしたが、数字をみると低いように見えるのですが、100%を超えていませんが。

【事務局】

これは、人のほうは利用者の決定数ですので。例えば、47 人日分のところ、実際はここに 31 日間の利用がありまして、47 人日マイナス 31 日で、10 日ほどになる。実際、この圏域は 1 泊 2 日が主流といえますか、ショートステイの資源が不足しております。その状況は変わっておりません。若干高く見えるのは圏外の施設に 31 日間を利用したために数字が上がっているという状況です。実態は、これ以上に低いということです。

【委員長】

さらに低いということですか。

何かご質問等がありますか。

【A 委員】

先程自己負担の同行援護の話がありましたが、少ないながらも同行援護を使っている。移動支援を使われなかったあるいは選択されなかった理由というのはあるのでしょうか。

【事務局】

移動支援は身体介護有りと無しの 2 種類があるのですが、有りの場合は国事業ということで自己負担があります。同行援護を使われている方は身体介護有りの方で、車いす、介助が必要な視覚障がいの方になります。そうすると国事業、市町村事業、同じ自己負担額になりますので、国事業のほうを選択し

ていただいたということです。

【委員長】

この数字をみると、就労移行支援がすごく低くて、自立訓練がすごく高いというのはどうなのでしょう。

【事務局】

自立訓練事業につきましては、この圏域では精神障がいの方の自立訓練メニューなのですが、事業が立ち上がり、そこの利用者が増えまして、こちらが思っていた見込みよりも高く出ております。利用日数につきましては、毎日通えないというケースもあって少し低い形で出ております。就労移行支援事業は、圏域内で通われている方は0人なのですが、京都市内の就労移行支援事業所、精神の方が通われているのですが、そこへ通っておられる方がおられます。ただ、毎日でない状況です。

【委員長】

精神の方の新しい事業が始まったので予測していたより多かった。就労移行支援はこの圏域にはなかったのが結果的に少なくなった。

【事務局】

圏域内はあるのですが、そこは主として知的の方が利用されるようなコースで、そこはここ3年ぐらい利用がない状況です。ただ、精神の方で京都市内の事業所に行かれている方がおられますので、実績で1名上がっている状況です。

【委員長】

逆に知的障がいの方が自立訓練とか就労移行支援を利用されるというのはないのですか。Bさん、どうでしょうか。

【B委員】

現実に、私たちの会員の中にはないですね。外で働いている方は1名か2名いますが、その方は初めからそういう形で働いていますので。新たにというのはありませんね。

【委員長】

一般的に親の目から見たらこの子は働けないと低めに評価しがちですが。案外いけるかもしれないですよ。

【B委員】

現状で、今の会員ではありませんね。

【委員長】

他に質問、ご意見はございますでしょうか。

特にないようですが、これはご報告だけでなしに、皆さんに認めてもらった方がいいですね。

【事務局】

ご指摘というか、ショートは少ないとか、そういうご意見があってもいいのですが。

【委員長】

とりあえずお聞きしたということでよろしいでしょうか。

では、この成果も踏まえて第4期が進められると思いますので、策定の趣旨とか、スケジュールについて説明をよろしくお願い致します。

【事務局】

－審議事項2) 計画策定の趣旨、スケジュールについて、説明－

【委員長】

ありがとうございました。

第4期計画の趣旨、スケジュールについて説明いただきましたが、いかがでしょうか。

PDC Aサイクルの導入、チェックの部分はこの委員会ですることになりますので、今までなら作って、間があって、になっていますが、少なくとも毎年しなければならなくなりますよね。

「策定について」の資料の3ページのところの「親亡き後」という言葉ですが、その後地域で暮らせるようにする体制を作るのか、施設に入ってもらえるようにするのか、その辺の方向性はすごく大事なところだと思いますが、どうでしょうか。

【B委員】

正直、〇〇〇会には21名いますが、そのうち11名がグループホームに入っています。1人は入所施設に入っている状況ですが、私たちは地域でグループホームの中で、親と子の関係を保ちながら生活をさせたいというのが希望なわけで、21人のうち11人がそういう形を取っているというのはかなり良い状況だと思っております。私たちは大山崎で将来的に立ち上げてほしいと思っております。

【委員長】

11人のグループホームは大山崎でなく、長岡京市や向日市で利用でしょうか。

【B委員】

大山崎にグループホームはありませんので。長岡京市、向日市ですね。

【委員長】

これが親の希望ということです。〇〇〇会も同じだと思いますが、いかがでしょうか。

【C委員】

B委員がおっしゃったように、現に長岡京のホームで生活をしているのですが。大山崎にもホームを

作ってほしいというのが願いですね。

【D 委員】

私の娘が、向日が丘の高等部の2年から学校には行かないと言って、5年か6年ぐらい引きこもりというか、行かない状況になって、今はやまびこに通所しているのですが、見た目はそんなにトラブルになっていない、みんなにかわいがってもらっていて、行かないということはないのですが。やはり、見ていると、離れたところに住んでいた私の母が亡くなったときでも、1年ぐらいおかしくなってしまった。不安定になって、どこかに行ったりとかしました。

今同世代の子どもさんはグループホームに行っているのですが、私が踏み出せないのは次に動かないと言われたらどうするか。前は子育ての延長だったので、そのうちどうにかなると見ていたのですが、今34歳で次に行かないとなると手ごわいなと思うので。

【委員長】

行かないというのは、グループホームに入りたくないということですか。

【D 委員】

それはまだ提案していないのですが、今は毎日やまびこのほうに行っているのですが、グループホームとかを考えたときに、長岡京や向日市となるとリスクが高いというか、不安で、踏み出せないなど。やはり地域の中でと思いますが。

【B 委員】

親も子も同じ感覚ですよ。

家とグループホームをきれいに分けて、非常に楽しく過ごしている。みんな。むしろ家よりホームのほうがいいという話もある。今のところはうまくいっていると思う。順応性というのがあって、そこで暮らし始めたら、自分はそこで暮らすと。その中でお友達と楽しく暮らしていくというのが普通みたいです。

【委員長】

在宅とグループホームと施設の3つのパターン、そのほかの選択肢もあってもいいと思いますが、今のところその3つの選択肢の中で、親亡き後はグループホームというのがこの町の障がい者、あるいは団体にとって一番いい形ということになりますかね。

【D 委員】

やまびこの仲間の状況から言うと、施設しか選択肢がないという人もいますね。

【委員長】

第4期の計画の中でこの町にグループホームと言えるような状況をつくらないといけないが、難しいところですが。

【D 委員】

施設と言われていたのが地域となっているのですよね。

【委員長】

どうするかは皆さんで話し合ってくださいね。

【B 委員】

国は施設をなくして、地域へと言っていますが、地域は地域で暮らすには何もできないわけで。親が必死にならないと。いろんな問題がありますので。施設を完全にやめて、地域でと完全になればまた別なのですが。あっちに行け、こっちに行けでは。

【委員長】

どちらにしても役所任せにできる話ではないので。親も住民もみんな協力し合わないといけないとできないので。作ったからそこに入るというのは考えられないですよ。

【D 委員】

お金がないからマンパワーでおっしゃったんですけど、指導員さんの給料って安いじゃないですか。その辺を見ていると生活のために介護保険の施設に流れちゃうとか、そういうのが見受けられるのですが、これまでも「生活がある」と言われると引き留められない。現実なんで。お金がないからマンパワーと言っても。

【委員長】

そのことを行政に訴えていくという事もマンパワーかとも思いますが。市町村が積極的に高い給料を払いましょうというのも考えにくいですが。

【E 委員】

先程、Bさんがこの町にはグループホームがないとおっしゃいましたが、大山崎町に本部のある事業所が運営しているところがない訳で、長岡京市に本部がある事業所から2か所、大山崎町にもあるんです。何でできにくいかと言いますと条例があって、だんだん厳しくしているんです。設置が、10年ぐらい前に出来ているのですが、できた当時は普通の一般の家で4人なり5人で暮らせるものができたのですが、その後、高齢者のグループホームで火災があったり、災害があったりして、亡くなったりする方も出てきたりで、そうなる行政の責任とかも問われますし、だんだん柵が高くなってきて、廊下が1.8m以上とか、スプリンクラーをつけろとか言われるんです。大山崎も一つ、さくらというグループホームが12年前に出来たのですが、それも平成30年までにスプリンクラーをつけないといけないと最近言われたんです。普通のテラスハウスにスプリンクラーをつけるとなると1000万単位でお金がいるらしくて、それもできなくて。どうしたものか。お金もないし、どうしたものか。非常に困っているんです。やはり、グループホームというのは普通に暮らせる、障がい者も普通の市民として暮らせるという面から見たら、そんな難しい柵をかけずに、普通の家でもできるようなシステムに変えていただきたい。そういう要求を私らはしたいなと思うのですが。

【委員長】

それは市町村で条例を設定しているということですか。

【E 委員】

京都府です。

【事務局】

建築基準法と京都府福祉のまちづくり条例です。平成 18 年当時は、国が思っていたのは民家を借り上げて、10 万円の家賃のところを 4 人で借りたら 2 万 5 千で借りられるという発想でしたけど、先程言われたように火災事故なりでその辺の規制が厳しくなっていますので。その基準をクリアするには 1000 万単位のお金がかかるという事でなかなか進みません。

【委員長】

それこそ京都はそうかもしれませんが、大阪では違うという状況ですよ。大阪ではスプリンクラーとか、言ってないですよ。割と簡単にどんどん作ってますよ。市営住宅とか、借り上げのアパートで、4 戸別々に借りて住んでいるのもグループホームとして認めていますので。そんなところには付いていないと思いますよ。

ぜひ京都府と交渉して、あるいはその分のお金を要請するとかですね。

【E 委員】

さっき介護者の少なさについてありましたが、給料が安いのもそうですが、ヘルパーさんの養成が。特に重度の重複の方になるととても大変で。人さえいたらできるというものもあるので。

【委員長】

設備の問題と給料の問題はすごく大きい問題。支障になっていると。

【F 委員】

精神の方ですが、先ほどの説明で精神科病院から地域生活への移行促進という部分で説明がされていなかったのを説明してほしいなと思うことと、精神の場合の親亡き後でやはりなかなかグループホームとか集団のなかに入って生活できない方も結構たくさんいたり、あとは病院からの意向で来ている方はみんな 60 代前後なのです。グループホームで認知症とかその他の症状が出ると、やはりグループホームでは生活できないということで、高齢者の方のグループホームに移っていただいている方もいて、かなり高齢化は進んでいるような状況です。

今、もうひとつグループホームの新しい形かなと思うのですが、サテライト型という形でグループホームが基本的であれば、そこから 20 分圏内で一人暮らしでアパートやマンションとかに住んだ場合に支援をしながら将来的には自立していただくという制度ができたということを知っていて、私の所属している NPO 法人の「〇〇〇」が導入してみようという話を聞いていて、特に精神の場合は、そういう形の住まい方もすごくいいのではないかなと思っていて。うまくいくとそういう形で広がって、良くな

るのではないかなという期待をもっています。

最初の件については説明をしていただきたいということです。

【事務局】

大山崎町の精神科病院から地域移行の対象者の方がいない。計画として上がっていない状況で、長期入院されている方がいないのですが、これは課題としてあると思いますが、私も説明をしなかったです。

【委員長】

具体的に来られたら当然対応することを考えたいと。

【事務局】

そうですね。私も何年か前に精神科病院から京都府からの事業だと思うのですが、地域移行の病院のほうで「本人が希望であれば地域生活を」ということで、支援事業みたいなのが関係していたのですが色々なご本人さまの事情もあれば受け皿の事情もあったりと多岐にわたってケースバイケースなところもあったりで難しい面を感じていたこともあるのですが、今思っているのはこのところの課題もですが、例えば精神障がいも病気への理解とかその辺の基本的なところの周知というか、その辺りからもっと力をいれていった方が、より地域移行にも最後はつながっていくのではないかなと。まだ少し理解不足とか偏見とか含めてあるのかなということ。医療につなげるということも含めて精神障がいの理解を図れるような機会を考えていかなければならないと思っています。

【委員長】

今のサテライトの話ですが、サテライトの分もスプリンクラーをつけないと京都は許してくれないという形ですか。

【事務局】

サテライトなのですが、私もまだ勉強不足でまた確認させていただきます。

【A 委員】

スプリンクラーはたぶんつけなくていいです。

この間、初めてやよい会さんが乙訓圏域でやってくれるということで。サテライト型については将来的に自立していく方が条件になっていまして、法人がそこを借りられて、また違うところの2、3か所のところを借りて、そこに移る場合もありますし、サテライトそのものを法人契約ではなくて個人契約に切り替えて、そこへずっと気に入ったら住み続けるということも可能ですので。土木事務所や消防のほうもそこは一般の居住住宅ということで。いわゆるアパートと同じ扱いをするということで、これは国のほうからも通知が出ていますし、消防庁からも出ていますので、その辺はスプリンクラーは不要です。

【委員長】

知的障がいの人たちのサテライトというのも可能なのですか。京都は。

【A 委員】

精神に限りませんので。サテライトは、どの障がい区分でもいける。1つのグループホームで2つまでと制限があるのですが。

【委員長】

我々は全部スプリンクラー無しで暮らしているわけですから。

【A 委員】

そこは色々なのですけどね。

1つは今、各グループホームでは国のほうから補助があります。案内させていただいていますが。明日までですが。

【委員長】

毎年あるから今年度はそうでもいいわけですよ。

【A 委員】

スプリンクラーはお金がないとできないのですけども、お金があったらできるというのでもなくて、やはり30年40年築が経っているところもありますので、スプリンクラーもそもそも付けられない構造というところも。私の家もスプリンクラーを着けたら屋根が落ちてしまいますから。そんなことはできないので。元々、構造的に無理というのもありまして。その辺どうしていくかなど。グループホームは、普通アパートとかは共同住宅というのですが、寄宿舎といういわば福祉施設の扱いをしている。それは高齢者のグループホームの考え方を引っ張ってきていますので。高齢者のグループホームは施設なんです。障がいのほうは同じグループホームの名前がついているのですが、地域で生活するお家なのです。これは施設、これは家だとか、なかなかそこを考えが追いついていかないというのがあります。一般の住宅、共同住宅であればもう少し要件がかわる、できると思います。ただ、土木建築のサイドであって、消防法では厳しいのがあります。

【委員長】

親の希望としては、この町の中で身近なところで暮らせる形にしたい。それについて難しいことがあるから、今のスプリンクラーの問題とかサテライトの問題とか、ちょっと次までに研究していただいて、この形だったらできるよということを言っていただけたらと思います。

他にはいかがですか。

【D 委員】

親亡き後、そのグループホームか施設かと言われるのですが、本人は在宅のまま個別に支援をもらって生活できないのかなと思ったりしますけど。そういうこともメニューにあっていいのではないかと。

【委員長】

当然そうですね。それがベースだと思いますけど。

【B 委員】

4月から訪問介護、今までは肢体不自由だけが対象だったのが、重度の知的・それから精神の人たちにも広がっていききましたよね。それをうまく利用すればそういう形で暮らせるようになるのだけど、人の問題とか色々ありますよね。それが一番ネックだと思うのですよ。それができたら一番良いと思います。

【事務局】

親御さんが住んでいるような感じで、ヘルパーさんは24時間付いてないのだめなのか。火の元含めて。拡大されましたけど、家はあるとしても障がいをお持ちの方は一人で暮らせない、どこまで支援をいれるかというところが課題になってくると思うので。

【委員長】

現実に相談されてどうですか。

【G 委員】

そういうところでは、やはり対応できる事業所がとても少なく、現実的には朝昼夜入るだけでも調整が大変で、四苦八苦している状態なので、とてもとても24時間構成というところはなかなか受けてくれる事業所がないというのが現状です。

【委員長】

介護する人をどう増やせるか。新聞では外国人を入れようではないかと積極的に。それはそれで大変ですし、町民みんながヘルパーになるみたいなムーブメントを起こすとか、そのような事を考えられたらおもしろいですよね。ここに介護の専門学校を大山崎につくるとか。

【E 委員】

お世話になっている事業所がグループホーム2つと福祉ホーム1つを運営しているのですが、60歳で定年退職された人がよく働いてくださるから喜んでいる。ずっと受け継いでいってもらえるように、60歳、65歳からの方を熟年で生活経験の豊かな方は本当にやさしくてきめ細かくよくしてくださる。

【委員長】

すべてがそうだとは思わないですが。

【E 委員】

福祉に関心のある高齢者の方というと、そういう方が多いです。どんどんそのような方が来ていただけたらと思います。

【D 委員】

働いている職員さんのストレスが非常に多いです。私は仕事柄、ここ管内の施設をだいたい回らしてもらったのですが、やはり送迎とか一人で朝早く支援に入るのは自分だけの責任になってくるから起きれるか起きれるかと目覚しをいくつも置いていますとか。それを何回もすると、そこから体を壊す。非常にストレスがどの施設でも指導員さんの負担が非常に大きいです。それをどうにかできなくても障がい「〇〇〇」も10人足らずだから、なんとかなっているだろうと見られているのがそうではなくて、やはり一人ひとりみんな同じ人ではないですから、これはかなり大変。それに伴う指導員さんの大変さを分かろうとするとか、応援するとかの空気も必要だなと思います。

【委員長】

介護職は転職率でいうと看護師と同じくらい転職が高いですから、ストレスもかかっているのでしょうか。

この計画の中で今も働く人たちのストレスをどう解消するかというようなこととか全然ここにはないのですが、そのような新しい事も何かの形でこの中に盛り込めたらいいかなと思ったりもしますが。そういう意味で色んな事をもっともっとお気づきの事、この計画案、あるいは町が求めていることだけではなく、こんなことをもっとすると含めて、今日どんどん言ってもらう事がすごく大事だと思うのですが。いかがでしょうか。

【H委員】

全然違う話なのですが、先ほど策定にあたっての3ページ、4ページのところで、29年度末の成果目標とありますね。具体的に数字まで上がっているのですが、これは何か施策を、それに向けて進めていくという前提で数値目標が上がっているのでしょうか。

【事務局】

これは3ページのところの入所者の削減とかですが、これは国が示している数値目標で、大山崎におきましては入所者が増えています。この圏域の入所施設がない中で、他圏域の入所施設だけにお世話になっているということで。それが余計に遠いところというイメージがあるのですが。近くにあればいいのかと議論はあるかもしれないですが、実際入所と選択されても圏域外の所ということで。なぜかと言えば先ほどの話しにもありましたが、ご自宅で親御さんが亡き後一人暮らしできるのかとか、24時間ヘルパーさんと一緒に暮らせるのか的な議論の中で、選択の中で入所ということを選ばれているケースも多いとか、複数あります。そういう実態がありますので。特に入所の数でいうと増えているのです。これに対して今年度どういう形で大山崎町をとるか、この策定委員会の中でどの方向性を見出しただけなのか。国のほうでは小規模の入所施設というような提案も出てきていたりしますので、入所が悪というか、ダメではなく選択肢の一つとしてグループホームがあれば入所や自宅もあればとか、色んな選択できるような多機能的なメニューというか、その必要性もあるのかなというように感じています。

【委員長】

結局、数字を出さないとPDCAサイクルにのってこないというのがあって、国の言っている基準の目安と、住民のニーズ、これはアンケートとかで出てくると思うのですが。ただ、町のもっている財源

とか、京都府条例とか、財政的な支援を加味して、どこかの時点で数字は出さなければならないということです。

【H 委員】

数字は出てきました。例えば、大山崎で現在入所されている方が 10 数名だったと思うのですが、その 12%以上を地域生活に移行するということは、少なくともこれ以上増えなくて、そして 1 人以上の方が入所施設から町へ帰ってきていただかないと、この数値は達成できないですよ。そうすると達成するために、例えばグループホームなり、24 時間でなくても 1 日十数時間のヘルパー派遣を組むとか、今までにない事を新たにやらないと。どこか違うところのサービスを利用してくださいね、だけではいかなないのかなと思うのですが。

【委員長】

国は、そうしなさいと言っているわけだから、それより低いレベルに町が設定することはきっとないと思うのですが。それができるように数字は出てくるのではないかなと思うのですが。

【事務局】

選択の幅を広げたいなと思っています。単純な形でこれをメニューにしたらという事ではないので、皆さん、色んな障がい特性を持っているので。広く、薄くではないですがメニューがたくさんないとなかなか。個別性が高いので。その辺のアイデア、どうやっていくのか方向性なりとか考えたいなと思うのですが。

【委員長】

「私たちの言う事 100%何でもやりますよ」という話ではないという事が押さえておかないといけませんが、努力していただけるだろうと。信頼して話をしていかないと話し合いにならないから。

【D 委員】

マンパワーの問題なのですが、確かに専門的な知識とか技術も必要なのですが、例えば芸術家さんとか分野が違う人に入っていただくという事で、自分も高齢化しているので老後の事ばかり不安になりがちなのですが。一方で、卒業したての子たちが入ってきているのです。なんか暗い方向になりがちなのですが、私も以前施設を回った時にボランティアで大学の芸術家さんが入っている施設があり、作品がすごいです。半端ではないですね。だから、やはり福祉関係の人たちだけが関われば生活が豊かになるというものでもない。どうやって面倒をみるかとか、その視点ばかりでみると段々なってくるのですが、やはり障がいの有る無しに関わらず大山崎でいきいきと暮らせるようにみたい、明るく色んな人の支援があって、もっと豊かになるとか、アピールとかしていかないと暗くなっていくというか。

そこに行った時は、自閉の人なのですが、反物をきっちり織るのです。福祉関係の人だとちゃんとする事を要求してしまう。芸術家さんが入ると「それもおもしろい」というのがあるのです。それをプロの方が買い付けに来るようになっていくという話を聞いて。視点が変わると豊かさを引き出す事ができたりするので。

【委員長】

社会福祉法の中に福祉文化という言葉が出てきましたので。文化的な視点がなかったら、本当に日々豊かになるということもなかなか実現できないですから。スポーツとか文化とか芸術とか色んなものが障がい者の生活にも影響を及ぼせるような町になったらね。

【B 委員】

大学生の人たちの力を借りるということのも1つだと思うのですね。

最近、芸術のことで大学生の人たちが施設に入って何かするというのを新聞で読んだことがあるのですね。色んなジャンルの人たちを障がい者の中に入れてもらって、交流を図っていかないと。

【D 委員】

まち明かりプロジェクトとか、以前にやったことがありますよね、障がい者とは関係ないですけど。何かヒントがあれば組んでみたり、募集をかけたりにして、企画ができるのでは。

【B 委員】

先ほど言っていた地域生活の移行の話ですが、これは成果目標として与えられているんですよ。これは大山崎として絶対にこれはできませんとか、そのようなコメントはお返しすることは可能なのですか。ただ、あくまでも目標だけを投げつけられて、出来ないなら出来ないで政府としては何も言わないとかはないですね。

【事務局】

ペナルティーはないですけども。

【B 委員】

投げつけられても大山崎としては可能性は薄いとか、その返事もできないですか。

【事務局】

この計画に数字を載せますので、実際できないとか、逆の数字を上げることになるかもしれない。ただ、上げた場合のこちらの考えは言っていないといけないし。こちらも機会を捉えて話しているのですが。

【委員長】

他、どうでしょうか。

【E 委員】

障がい者の余暇の時間、グループホームから土日とか帰ってきますが、その時の時間の過ごし方なのですが、移動支援を何時間かもらって月に1、2回利用させていただいています。その他、どこかに連れて行ってとか、必ず言うから車でスーパーとか連れて行くのですが、その他に月1回だけ京都から来てくれる「障がい児と遊ぼう、体を使って遊ぼう」という「ダンス&ピープル」という団体が集会所な

どで人を集めて、芸術的な踊りをしていて、どんな動きをしても自由なので。私の子どもはそのような活動をしないのに1回も休まず行っています。障がい者が主に利用させてもらうので、前の部長さんに会場費を半額にしてもらえませんかとお願ひに行ったらしてくださったので。半額で利用させてもらっています。そのような支援をしていただけたら利用する仲間も増えるかなと思います。1回1500円で年会費が1000円で。ほとんど持ち出しでやっけてくださっている。2～3人の方ですけど。そのような活動が少ない。身体障がい者の方は、乙訓でスポーツの集いを主にやっけていますが、知的障がいの場合はちょっと入りにくくて、私の子どももすぐに嫌がり1回でやめた。そういうところだったら割と喜んで参加させてもらっているの、このメンバー今村さんの娘さんも来ているし。そのような余暇の支援をお願ひできたらなと思います。

【委員長】

考えていただきたいテーマですね。最低限度の生活を守るためだけの計画案になりがちですが、豊かな楽しいというか、毎日がいきいきできるということが大事だろうと思うので、よろしくお願ひします。他にはどうですか。

まだまだ出せば出てくると思いますし、これからアンケートとかワークショップがありますので、その中で色々な形でお話をしていただけたらと思いますので、次の事業所アンケートと団体ヒアリングの事について、ご説明をしていただきます。

【事務局（コンサル）】

- －審議事項3）事業所アンケートについて、説明－
- －審議事項4）団体ヒアリング（ワークショップ）について、説明－

【委員長】

アンケートとワークショップについて、アンケートは第3回の計画の時に障がい者当事者に全部聴いているので、今回はいいのではないかなと。それはどうですか。もうそんなに変わらないという予測の基に、それを補うためにサービス事業所と障がい者団体におうかがいするということですけど。

それでよろしいでしょうか。特に意見がないようですから、この2つでやっけていただくということにしたいと思います。

それから怒られるかもしれませんが、障がい者団体というのはそこに加入している当事者とか保護者の意見を大体反映できる形になっているのですか。

【事務局（コンサル）】

どうでしょうか。F委員、いかがでしょうか。

【F委員】

当事者の方が何らかの形で参加できるというのが大事だと思いますが。

【委員長】

当事者団体というのは、この町にはない。

【F 委員】

主だったところがないんですよ。

【委員長】

当事者の意見はすごく大事だし、当事者とその団体と一緒にというのが良いのか、当事者は当事者で別にしたほうが良いのかその辺はどうですか。

【F 委員】

サービスを利用している施設には必ず当事者がいるから、その方たちの意見とかも提供アンケートの中に入れていただくのも良いかもしれません。でも難しいかな。

【委員長】

必ずしも当事者の立場から考えているとは限らないかもしれないと。そんなことを言ったら起こられますが。

逆に精神障がいだったら何人かの当事者の方をお願いして、意見を言う場をつくるから言ってよと言った時に、集まってくれそうですか。

【F 委員】

私たちの家族会の中の当事者の方とか、その辺に声をかけたりはできると思いますが。

【委員長】

市町村によっては家族会こそ我々の敵だみたいなのがありますよね。

【F 委員】

それは、大山崎に限ってと言われるとちょっとそれは難しい。あまりいないですよ。

【委員長】

I 委員、その他の障がい者のほう、体が不自由な人、目の不自由な人、耳の聞こえない人を含めて当事者の声をというのは、それは簡単に人は集まりそうだし、声は出していただけそうですか。

【I 委員】

と思いますけどね。

【委員長】

知的障がいのほうはどうですか。そのような習慣ができていくかどうか。

【D 委員】

施設「やまびこ」を利用している当事者にどれだけか聞くかというのは、難しいかと思うのですが、

別個に「働きながら語る会」といって、定期的集まって話し合うメンバーがいるのですね。その人たちは意見がそれなりに出せると思いますね。その人たちに用紙を回して聞いていただくのは、やっていただいたら。

【委員長】

それはアンケート用紙を回すぐらいで良いのか。ちゃんと対面でやったほうがいいのか。

【D 委員】

それを主催している人が元は養護学校の先生だったりするので、大体は説明していただけたと思います。

【委員長】

精神障がいと知的障がいと目の不自由な方が一緒になってというのは、現実的に難しそうな感じはしますね。ワークショップみたいな形となると。

【F 委員】

それは難しいでしょうね。

【D 委員】

当事者同士でね。

【委員長】

個別に紙を渡して、中心になっていただいている、あるいはお世話していただいている方にこんな形で聞いていただけますかと、紙を渡しておいたらそれなりに当事者の方の声が反映した形で紙は返ってくるだろうと。

【D 委員】

回収できると思います。

【委員長】

当事者の方をそのような形で聞くということ。どうでしょうかね。

【B 委員】

当事者に直接聞いてもらうほうが良いでしょうけどね。アンケートするより。

【委員長】

場があったり、その「語る会」へ事務局が行っていただいたら一緒になって話ができるでしょうか。

【D 委員】

それは可能だと思います。

【B 委員】

その話はどこまでできるのでしょうか。

【委員長】

もちろん本人の話と、団体の話と事業所の話と併せてですから、全てがではなくても1つでも2つでも言っていただけたらと思いますけど。

【D 委員】

本当はここに大きな庁舎があるけれども、もう少し障がい者のコーナーではないですがオープンに寄れる場があってもよいような。語る会は別個に公民館の1室を借りてです。地域には、引きこもっている人とか色々実はいるので。広く浅くですが、寄ってよい場所がもう少しある。オープンに。コンビニ行くしかないじゃないですか。それをオープンな、行ってもよい場所みたいなコーナーがあったりするともうちょっと拾えたりすると思う。

【J 委員】

障がい者の方が立ち寄れて、誰かに話を聞いてもらえるとか。

【D 委員】

支援度が低い人だけになる。

【委員長】

それをいつも全ての人にといいことはね。立場が違うから。そのような多角的な当事者の声を全然聞かずにというよりは、当事者の人たち、軽い人と言っていましたがその人が重度の人の事を思って言う言葉と、我々が想像している言葉と違うと思いますから、そういう場も可能であれば作っていただきたい。

【D 委員】

この用紙を元に可能か話を聞いていただけるような機会を作っていたら、いいと思います。

【F 委員】

現在の内容では難しいかな。

【事務局（コンサル）】

今の話をまとめますと、色んな団体の方、当事者の方が集まっていたら、一緒の場でやるのは難しいというご意見でしたので。前は、ヒアリングという形で、用紙を作り、ご記入いただく形式をとったのですが、そのやり方をもう少し当事者の方に届くような形にですね。紙面調査になってきま

すので、できるだけご負担にならないような調査票を作らせていただいでですね。全員からお話を聞くのは難しいのですが、その団体の方におうかがいする、集めていただいたものを見て話をお聞きするとか。

【委員長】

こういう形にするのが良いのか、何人かの人たちに集まってもらって、そこで事務局なり、世話している養護学校の先生とかが聞いていただくとか。

【D 委員】

直に聞いていただくのが良いと思うのですが。

【事務局】

もし、時間が許すのであれば、毎月1回ピアカンという障がい当事者の方が役場で2時間ちょっと当事者同士の語る場みたいなものを設定しているのですが。そこにもし、集まってもらって、我々はお話や質問したい事、ヒアリングさせていただいたりとか。そのような選択をさせてもらえるなら。

【F 委員】

そこには色々な障がいの方が来られるのですか

【事務局】

そのピアカンの人たちは身体障がいの方たちなのですが。精神の方は別枠で作ったほうが良いのなら、それはまた。

【委員長】

今の話では、やはり別のほうが生々しい声が出てくると思います。できたら身体障がいと知的障がいと精神の方と3回ぐらいしていただくとも嬉しいなと思います。これは新しい枠に入った難病の人というのは具体的にたくさんいるのですか。

【事務局】

1人だけなのです、サービス支給をしているのは。

【委員長】

サービスには具体的にはなっていないが、発達障がい話題になっていますが。

【事務局】

発達障がいはたくさんおられます。

【委員長】

そのような人たちはこのメンバーにはいませんが、集まっただけならとても良いかなと思いま

すが。教育委員会のほうで、大人の発達障がいの方のために何かされている事はありますか。

【J 委員】

大人のためはないですが、小学生のためには通級教室とかは各学校にありまして、担任の先生から通級教室の先生に繋いでいただいて、そこから必要な支援に繋いでいくというのはあります。

【委員長】

今、学校教育で話題になっているというか、大人になってからも困っている人は困っていますからね。

【J 委員】

教室も知的と精神と2クラスあるので。なかなか指導が難しい。

【委員長】

全ての人に全ての事をというわけにもいかないと思いますので、役場の中でいける範囲の中で、できるだけ多様な方に、できたらどこかであつていただく。当事者についてはそうさせていただいて、団体とか、事業所についてのアンケートとワークショップについてのご意見はありませんか。

【G 委員】

今期の策定の柱にもなっています計画相談について、相談支援充実というか、質の向上とかも今本当に求められていますので、そういう事も調査の項目の中に取り込んでいただけたらと思いますが。

【委員長】

ではお願いします。

他には、いかがでしょうか。

当事者に対する聞き取りも、ワークショップも、アンケートも、結果的には役場とコンサルとで相談していただいて具体的にやっていただく。私たちがそこに関与することはできないと思うのですが、役場のほうにお任せするという事で一任していただいてよろしいでしょうか。できるだけ多様な人の声を良い形で聞いていただきますよう、よろしくをお願いします。

一応今日、予定されていた案件1～4まで終わりましたが、他にみなさん方のほうで何かこんな事を話したいとかありますでしょうか。

【K 委員】

正直、実際どのように団体があって、どう動いているのかというのは、私は見えてこないのが正直な所です。例えば、この資料でこれはよく分かるというのは、病院の長期入院から在宅に帰すという方向の話に関しては、非常に私もそれなりに知っているつもりなのですが。対象者がいないことがビックリしましたが、実はたくさんいるのではないかと思っていたのがいないという状況で驚いた。今日聞いた話の中では、なるほどなということばかりで。私の知り合いがボランティアで学生なのですが参加しているのがいるのですが、そういった話から入ってくる情報と、実際ここで聞いたような話の内容がほぼ一致するし。芸術系の方や大学生が入ってもらえると良かったという話を聞くと、その子も役に立っ

ているのかなと話を聞いて思いました。私はまだ申し訳ありませんが、なるほどな、どうしたらいいのかなと考える段階でしかないので、色々話を聞かせてもらいながら私が出来る事は何でもやらせていただくつもりでいますので。見捨てないでここに置いておいてください。

【委員長】

支援学校の先生は、今の話いかがですか。

【L 委員】

私は学校という立場でお話をさせていただくと、就学に関わる制度が今年の9月にいわゆる認定就学という形で障がいのあるお子さんは支援学校に、障がいの軽いお子さんは地域の学校にという流れから、どの子ども地域の小学校、中学校に通って、その中で特に支援が必要で希望される方は支援学校に来られたらいいですよという反対の考え方になっている。今までは、支援学校に来る子は「地域に行っていますよ」、「大変ですね」だったのが、今度は地域に行く事になっているがその中でも支援が必要と反対の考え方になっていまして、そうは言っているものの就学に関わる場所では、いわゆる発達障がいであったりとか、不登校であったりとかという方が地域の学校ではなく支援学校に行こうかなとか。支援学校の教育課程に、いわゆる22条の3といわれるところの障がいがあるという規定、知的障がいはないのだけれども支援学校にと、ちょっと違った方向での就学指導という形がですね。全国的な傾向なのですが、本校でも少しそのような傾向があります。本校に来てるのが7名で、学校の規模から言いますと7名は少ないかなと私自身は思っています。就学の人がかちんとしているのだろうとか、地域に通う子どもたちがたくさんいるのだなと感じているところです。

もう一つは、卒業に関わってです。今度、卒業生が2名大山崎にいます。1名は就職を希望されている方です。先ほどもありましたように、卒業後の進路の事で、希望が実現できればなと思っています。

【委員長】

子どものことはついつい我々も見えにくくなってしまっていて、地域の中にいっぱい障がい者の方がおられますから。子どものことは忘れがちですが、ぜひ意識していただけたらと思います。

Mさん、まとめていただいて。

【副委員長】

〇〇〇の立場で言いますと、本当に幅広く、色々な方が狭い町内に住んでいるのですが、ほとんど一般の方、関心のない方以外は見えてないのではないかなと思います。私も長いこと色々携わらせていただいて、このような会議に出させていただいたのは初めてで、どちらかというと高齢者であるとか子どもたちとか、非常にハンデの少ない方の色々な場面で活躍させていただいて、事実認知症とかそのような方が高齢者で増えていますし、一人暮らしも増えているのですが、やはりその中でもグループホームに入られたり色々最終的にはされています。みんなが心配されている本当にこれから先どのように、子どもたちが育ったときにどうなるのか、その一番切実な所ができるだけみんなが地域で見守れるような環境づくり。ユニバーサル社会にどんどんなっていくような形を。精神的とか心の中ではみんなそう願っていると思うのですが、具体的にどうするかというとマンパワーだけでやれる部分しか我々できませんけども、やはり財政的な安定もある程度ないとこれからの社会は本当に難しいと思いますし、

なかなか生きにくい時代になってきていると実感しています。

また、乙訓の中でも大山崎町が一番生活しやすいという部分が大いにあるのですが、やはり地域全体が良くなるといけない。特に乙訓の中で一番、医師会の方が非常に理解があって、乙訓医師会は京都府の施策に対しても熱心にされている。我々も出来る範囲では、地域包括ケアセンターとか色んなものに対してできるだけ民生委員や社協のメンバーも関わっていかないとだめだなと思っているのですが、実態が伴わないのでその辺りもこれから努力していきたいと思います。

今後、この会が非常に前向きに色々と意見が出るような会にして、それをまとめていただいでですね。役場職員には色々とお世話になっていて。ご無理ばかり言って、すいませんでした。

【委員長】

小さい町だからお金の規模も小さくて不利な所もあるかもしれませんが、小さいから人の関係が密になって住みやすいというところもきっとあると思いますから、それを生かした計画になればと思います。

次は9月の後半ぐらいですか。今調整したほうがいいですか。

～日程調整～

【事務局】

では、9月25日の木曜日。時間もとりあえず今の時点でお昼2時から同じ時間ということでご理解いただいでよろしいでしょうか。

【委員長】

では、進行を事務局のほうへお返ししますので、終わりを教えてください。

【事務局】

本日は、ありがとうございました。

熱心な議論をありがとうございました。

次回は9月25日ということで、お越しをどうぞよろしくお願ひします。